

第 1 回 広告に関する検討委員会 会議録

実施日：平成 30 年 10 月 21 日(日) 13:00 ～ 15:00

実施場所：柔道整復師センター4F オープンエリア

出席者：8 名【本多最高顧問、荻原副会長、清水常任理事、一村理事、木下会員、川島会員、
沖田参事、森】

欠席者：2 名【中村会員、澤田部長】

〈要旨〉

報告事項 1『前広告委員会(柔整業務浄化対策と広告についての委員会) 活動報告』

- 柔道整復師の広告を規制、現在の柔整業界に合った広告モデル案を作成、それらを厚生労働省へ提案する事を主な目的として、平成 26 年 4 月から約 1 年間で全 7 回開催。委員各位の施術所近隣の看板・広告の現状の意見交換や、全会員へ施術所の周りの看板写真や広告の情報提供の呼び掛け、現場の看板・広告情報のリサーチを実施。柔整療養費が可能な施術内容・自費診療が可能な施術内容の仕分け、看板・広告にて掲載可として扱える内容について協議が行われていた。

報告事項 2『厚生労働省主催「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会」報告』

- 平成 30 年 5 月から 10 月までに 3 回開催。当検討会の開催目的は、柔道整復やあはき等の広告の適正化を行い、国民に対して適切な情報を提示する為のガイドラインの作成となっている。その他、広告可能な事項の見直し、無資格類似業者の広告やインターネット広告の規制についても協議予定。
- 現状の問題点として
 - (1) 各都道府県の保健所の指導基準のバラつき
 - (2) 交通事故専門等の誘引性のある広告による患者の被害やクレームの増加
 - (3) 違反広告を掲示している施術所に対する罰則の強化 等が挙がりこれらをガイドラインで取り纏める予定。

協議事項 1『委員会の内容について』

●目的

- (1) 当会独自の広告のガイドラインを作成する。
 - ・柔整療養費、受領委任制度の使用をどう広告で表現してゆくか？
 - ・国民(消費者)の利益を考慮した広告を意識する。
 - ・2 種類の広告【提案型(原則的)・規制型(例外的)】のモデルを作成、提案を行う。

- (2) ガイドライン施行前⇒厚労省主催の検討会に対して柔整業界としての提言を行う。
- (3) ガイドライン施行後⇒ガイドラインが正しく機能しているのか？建設的な意見を発信する。違法広告を取り締まる組織として保健所以外に民間業者への委託を提案する。
- (4) 違法広告を取り締まる為の組織を柔整業界で作成する呼び掛けを行う。
- (5) 柔道整復師、患者からの広告掲示の要望を患者と柔道整復師の会で取り纏める。

●協議内容

- (1) 柔道整復業界の業務内容をどう国民へ伝えるのか？について検討・議論を行う
- (2) 柔道整復師法第 24 条の改正無しでガイドライン作成が可能なのか？厚生労働省へ問合せを行う。
- (3) 厚労省主催の検討委員会の構成員を当委員会への出席の呼び掛け、意見交換の場や勉強会実施の提案を行う。

協議事項 2 『委員会正式名称について』

- 「広告規制に関する検討委員会」に決定。

協議事項 3 『調査委員の選任について』

- 全会員へ調査委員の立候補を呼びかける。調査委員が看板・広告調査や情報提供で発生した費用に関しては会からの費用弁償を検討する。

協議事項 4 『委員会開催スケジュールについて』

- 第 2 回開催日→平成 30 年 11 月 18 日(日)13:00～15:00
・ 12 月 9 日(日)実施予定の研修会の詳細について協議予定
- 当会会員向け 広告に関する研修会→平成 30 年 12 月 9 日(日) 13:30～
- 第 3 回開催日→平成 30 年 12 月 16 日(日)15:10～17:10

以上